

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	25	年度
事業番号	232	事業名	不法投棄処理費事業費			
担当課	福祉環境課	担当係	環境衛生係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	3	自然と共生した快適で安全なまちづくり	連絡先	76-0211	
	施策体系	2	自然環境・景観の保全	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	環境パトロール				
予算区分	款	4	衛生費	事業実施主体	■八頭町	
	項	2	清掃費		□その他	
	目	1	ごみ処理費	計画期間	開始	—
	事業	231	不法投棄処理費事業費		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載。 八頭町民					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載。 監視員を設置し、ごみのポイ捨て及び犬の糞害の防止の指導する。また、不法投棄のパトロールも行い、不法投棄物を処理する。					
事業の内容	八頭町美しい町づくり条例がH21.4.1より施行された。このことにもない、ごみのポイ捨て及び犬の糞害の防止のため、監視員を設置しパトロール等を実施する。					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載。 ごみのポイ捨て及び犬の糞害の防止のため、監視員を設置し、指導する。及び不法投棄のパトロールも行い、不法投棄物を処理する。また、美しい町づくりのため啓発活動をおこなう。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載。 八頭町美しい町づくり条例の目的である「ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しい町づくりを推進し、もって快適な生活環境の保全が図られる。					
根拠法令等	3	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	八頭町美しい町づくり条例

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし			
	A	日	監視活動日数			
	B	Km	監視活動距離			
	C					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし			
	A	Kg	町道等の廃棄物回収量			
	B	本	町道等のタイヤ回収量			
	C					
	D					

4 コスト

区分		単位	23年度	24年度		25年度		26年度	27年度
			実績	目標	実績	目標	実績	目標	目標
活動指標	A	日	337	48	42	24	23	36	36
	B	Km	41,441	4,800	4,645	2,400	2,466	3,600	3,600
	C								
	D								
成果指標	A	Kg	845	400	432	100	101	150	150
	B	本	27	30	60	10	2	15	15
	C								
	D								
トータルコスト		千円	10,800	3,461	2,758	3,004	2,403	3,096	3,096
担当職員数		人	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
職員人件費		千円	1,640	1,640	1,640	1,600	1,600	1,600	1,600
事業費		千円	9,160	1,821	1,118	1,404	803	1,496	1,496
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円	9,160						
	県支出金(交付金・補助金)	千円	0	1,486	0	335	0	344	344
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
一般財源(単町費)		千円	0	335	1,118	1,069	803	1,152	1,152

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 25 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に)	
	町内のパトロールは、平成25年度は、月に2日パトロールしているが、パトロールすることが町民に知られ不法投棄防止に役立っている。	
	成果(具体的に)	
	町道、農道、林道などに、ポイ捨て及び犬のふん害の減少すること。	

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	八頭町美しい町づくり条例の目的である「ポイ捨て及び犬のふん害を防止することにより、清潔で美しい町づくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。」を推進に必要である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	不法投棄のパトロール、不法投棄物の処理及び啓発活動は、美しいまちづくりに貢献している。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	7	20	①効率的である	不法投棄が減少すれば、パトロールの回数は削減できる。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	不法投棄があれば、続いて不法投棄されるので、警告と早期回収が必要である。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	町内のパトロールを実施することで不法投棄防止に役立っている。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	73	本事業により、回収されるごみが年々少なくなっており、成果は上がっていると考える。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点	評価点による判定	
	4、見直しの上縮小する	40～49点	2	
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	不法投棄は地域全体のモラルの問題であり、日ごろから根気強い啓発が必要である。町有林等の不法投棄廃棄物が処理された。将来的には、パトロールを週1回ペースにし、啓発を行う必要がある。今後も八頭町美しい町づくり条例の目的である「ポイ捨て及び犬のふん害」を防止することにより、清潔で美しい町づくりができることを期待する。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所
	町民に巡回していることを、周知してもらうため回数を増やす。及び町報に掲載する。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか
	パトロールしていることを、日ごろから根気強く啓発が必要である。